

みんなで

障害者虐待を

ふせ
防ぎ
ましょう

しょうがいしゃ けんじょうしゃ とも い しゃ かい
障害者も健全者も共に生きる社会のために



しょうがい ひと ぎゃくたい まも
障害のある人をさまざまな虐待から守りましょう。

しょうがいしゃ じんけん まも じりつ しゃかいさん か うなが しょうがいしゃ ぎゃくたい まも
障害者の人権を守り、自立や社会参加を促すためには障害者を虐待から守るこ
とは大切なことです。そのため平成24年10月1日から「障害者虐待防止法」が
せこう
施行されました。

しょうがいしゃ たい ぎゃくたい きんし ぼうし そうき はっけん つうほうぎむ
障害者に対する虐待の【禁止・防止・早期発見・通報義務】などをうたっています。

しょうがいしゃ ぎゃくたい お か のうせい
障害者への虐待はどこでも起こる可能性があります。

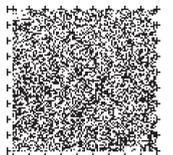
ぎゃくたい う しょうがいしゃ かた しょうがいしゃ ぎゃくたい はっけん かた
虐待を受けている障害者の方や障害者への虐待を発見した方は、

し ちょうそんたんどうまどぐち し ちょうそんしょうがいしゃぎゃくたいぼうし そうだん
市町村担当窓口・市町村障害者虐待防止センターに相談しましょう。

つうほう とどけ しゃ じょうほう まも ふ り えき とりあつか きんし
なお、通報・届出者の情報は守られますし、不利益な取扱いも禁止さ

られています。また、匿名による通報も受け付けます。

ふく おか けん
福岡県



障害者虐待防止法とはどんな法律なの？

障害者虐待防止法とは正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、養護者に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。



障害者とは？

障害者とは身体障害、知的障害、精神障害、その他心身の機能の障害がある方であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々をいいます。
※障害者虐待防止法という障害者には障害者手帳を取得していない方や18歳未満の方も含まれます。



虐待の種類とは？

養護者による障害者虐待

障害者の身の回りのお世話や金銭などの管理をしている家族や親族又は同居する人などによる虐待のことです。

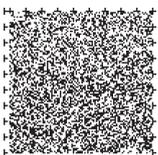


障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスなどの事業所で働いている職員による虐待のことです。

使用者による障害者虐待

障害者を雇用している事業主などによる虐待のことです。



障害者虐待の例は？

※障害者虐待とは暴力だけが虐待のイメージがありますが「障害者虐待防止法」では以下の5種類になります。
なお、虐待について、虐待者及び虐待を受けている人の自覚は問いません。

1 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

例えば

- 殴る、蹴る、つねる。
- 食べられないものを無理やり口に入れる。
- 部屋に閉じ込める。
- イスやベッドにしぼりつける。



- アザや傷が体にみられる
- こわがったり、おびえたりしている
- 人に相談するのをためらう

サイン

2 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること。

例えば

- 性交、性的暴力、性的行為を強要する。
- 性器への接触、裸にする。
- わいせつな映像を見せる。



- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- 性器を自分でよくいじるようになる

サイン

3 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例えば

- 怒鳴る、ののしる、侮辱する言葉を浴びせる。
- 差別的に扱う。
- 話しかけられても意図的に無視する。



- 自傷行為や攻撃的な態度がみられる
- パニック症状を起こす
- 摂食障害(過食、拒食)がみられる
- 無力感、なげやりな様子になる

サイン

4 放棄・放任

障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。

例えば

- 入浴させなかったり、衣服を取り替えない。
- ゴミが散乱している。
- 食事を与えない。
- 必要な福祉サービスを受けさせない。



- 身体から異臭、髪や爪が汚れている
- 部屋が汚れている
- 極端に空腹を訴える
- 養護者が病院へ連れて行かない

サイン

5 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分すること、その他、障害者から不当に財産上の利益を得ること(障害者の親族による行為が含まれる)。

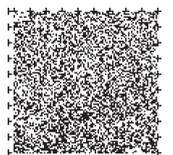
例えば

- 障害者本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する。
- 日常生活に必要な金銭を障害者本人に渡さない。
- 決められた賃金を支払わない。



- 収入があるのに、身なりが貧しく、お金を使っている様子がない
- 障害者本人以外が年金や賃金などを管理している

サイン



養護者や家族の方々も支援が必要です。

障害者虐待は、障害に関する理解不足、介護疲れ、障害者と養護者との人間関係の強弱など、さまざまな要因が絡み合っ起こります。障害者の介護をする場合は、養護者だけではなく家族全員が協力して行い、地域のさまざまなサービスも積極的に利用しましょう。

また、心身ともに疲れ切っている養護者には、息抜きや趣味の時間をもち、リフレッシュすることが必要です。もし困ったことがあれば、抱え込まずに担当窓口にご相談して、アドバイスなどを受けましょう。地域の方々も養護者が孤立しないよう見守りましょう。

毎日の介護が大変で…

短期入所や通所サービスなども利用してみましょう。

介護のストレスや悩みが…

家族会に参加したり、カウンセリングなども利用してみましょう。

私(養護者)にも障害があります…

養護者や家族の方々にも障害があり、障害者に支援が行き届いていない場合は、専門的な機関に支援してもらいましょう。

疲れたり、困ったりしていませんか？



障害者虐待防止センター

各市町村窓口・各市町村障害者虐待防止センターではこのような業務を行っています。

- ▶ 通報や届出の受付
- ▶ 障害者や養護者に対する相談、指導、助言

お問い合わせ・相談

福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

直通電話番号：092-643-3312

FAX番号：092-643-3304

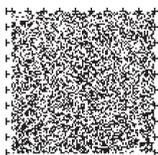
(受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで)

携帯電話番号：080-8574-7234

(受付時間：平日午後5時15分から午後9時まで)

メールアドレス(携帯)：fukuokap-nogyakutai@docomo.ne.jp

※平日午後9時以降及び休日は、留守番電話(上記携帯番号)及び電子メール(上記アドレス)により対応



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

グリーン購入法
適合印刷物です

※このリーフレットの内容は主に厚生労働省資料「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成しています。